

平成 28 年度

小諸市公共施設等総合管理計画

(素案)



小 諸 市

小諸市公共施設等総合管理計画

目次

はじめに

第1章	小諸市財政の将来見通し	1
第1節	平成27年度決算に基づく長期財政試算	1
第2節	公共施設更新費用の試算結果	2
第2章	小諸市の公共施設に関する市民アンケート調査結果	4
第1節	市民アンケート調査の概要	4
第1項	調査対象と抽出方法	4
第2項	調査方法	4
第3項	調査期間	4
第4項	回収結果	4
第2節	市民アンケート調査の主な結果	4
第3節	市民アンケート調査結果のまとめ	8
第3章	小諸市公共施設等総合管理計画	9
第1節	対象施設と計画期間	9
第1項	対象施設と総量	9
第2項	総合管理計画の計画期間	9
第2節	小諸市公共施設等総合管理計画の基本方針	11
第3節	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	12
第1項	行政系施設	13
第2項	市民文化系施設	14
第3項	社会教育系施設	16
第4項	スポーツ・レクリエーション系施設	18
第5項	保健・福祉施設	20
第6項	子育て支援施設	21
第7項	学校教育系施設	22
第8項	公営住宅	23
第9項	産業系施設	24
第10項	公園	25
第11項	供給処理施設	26
第12項	その他	27
第13項	インフラ施設	28

第4節	当面の取組み	31
第5節	小諸市公共施設等総合管理計画の推進体制と方法	31
第1項	全庁的な取組み体制	31
第2項	施設情報の一元管理と情報共有体制の構築	31

はじめに

小諸市が保有する公共施設は、1980年代以降に整備したものが多く、近年、老朽化が目立つようになってきました。これまでに整備した公共施設は、今後、大規模な改修や更新が必要な時期を迎えます。また、老朽化が進んでいるのは公共施設ばかりではなく、インフラ施設と呼ばれる上下水道施設や道路・橋梁等の老朽化も進んでいます。

公共施設やインフラ施設の老朽化が進む一方で、人口減少や少子高齢化の進行など、利用者側の状況も大きく変化していると言えます。このような状況は、財政面では将来的な財源の減少が懸念され、利用面では利用率の低下と、保有する施設総量が過剰となり効率的な運営が困難になる恐れがあるなど、今後の公共施設等¹のあり方について検討する必要が生じています。

そこで、小諸市では平成26年度から「小諸市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」と言う。）の策定に着手してきました。

この総合管理計画は、「将来に渡り必要な行政サービスを、継続して提供する。」ために、公共施設等の長期的な維持管理や運営方法に関する方針を定めるものです。これにより、公共施設等の改修や更新に係る財政負担の軽減及び平準化を図り、全庁的かつ総合的な管理の適正化を進めます。

また、この総合管理計画は、単に施設の数減らすためだけに立てた計画ではなく、将来の小諸市に必要な施設は何か、どうやって施設等を残していくのか、といったことを考えるきっかけとなる計画です。

今の子どもたちが大きく成長していく中で、ずっと小諸で生活したくなるような環境を残すためにも、今から考える必要があります。

総合管理計画を進めていく中では、今あるサービスの縮小や廃止、といったことも実施しなくてはならないかも知れません。しかし、何もしなければ、今よりもさらに深刻な状況に陥ってしまうことは明らかです。そうならないために、総合管理計画を通じて公共施設等の現状について少しでもご理解いただき、将来の小諸市のあり方について一緒にお考えください

平成29年 月

小諸市公共施設等総合管理計画は、平成28年3月に公表した、「小諸市公共施設白書」の情報に基づき策定しました。また、「小諸市公共施設白書」は、本計画の資料編として位置付け、総合管理計画の一部としています。

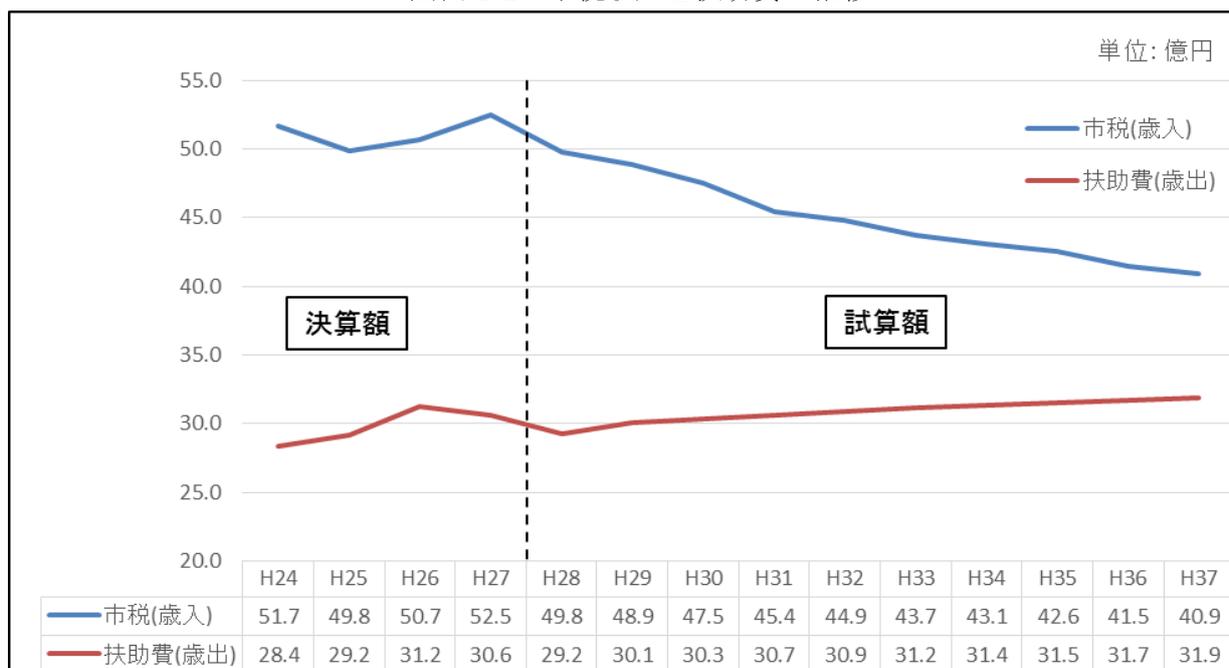
¹ 本計画では、公共施設とインフラ施設を合わせて「公共施設等」と呼びます。

第1章 小諸市財政の将来見通し

第1節 平成 27 年度決算に基づく長期財政試算

総合管理計画を策定するにあたり、まず、平成 27 年度決算に基づく小諸市の財政状況の将来見通し²を示します。

図表 1-1 市税収入と扶助費の推移



出典：長期財政試算を基に財政課作成

上の図表 1-1 は、小諸市の市税収入と扶助費の推移を示しています。市税収入と扶助費の推移は、人口動向や経済状況に大きく影響を受けます。小諸市の人口動向³は、総人口の減少及び少子高齢化の傾向が表れています。この傾向は小諸市だけではなく、全国的にも同様な傾向となっています。また、アベノミクスと呼ばれる国の経済対策によって、一部の企業では業績の向上が報道されました。しかし、中小企業の多くは依然として厳しい経営状態が続いています。こうした影響は財政状況にも表れており、市税収入は減少傾向に、扶助費は増加傾向となっています。

次に、市の預金と呼ばれる基金残高や、借金と呼ばれる起債残高について示します。

小諸市では平成 25 年度から「市庁舎」「図書館・市民交流センター」「新ごみ焼却施設」といった新施設の整備を進め、平成 27 年度に主な施設の整備が完了しました。また、市庁舎移転後の跡地には「小諸厚生総合病院」の移転工事が長野県厚生農業協同組

² 長期財政試算（一般会計）の詳細は、小諸市ホームページをご覧ください。財政課財政係にお問い合わせください。

³ 本市の人口動態の詳細は、小諸市ホームページ又は、「小諸市公共施設白書」をご覧ください。

合連合会によって進められており、小諸市は、この病院整備費用の一部を補助しています。

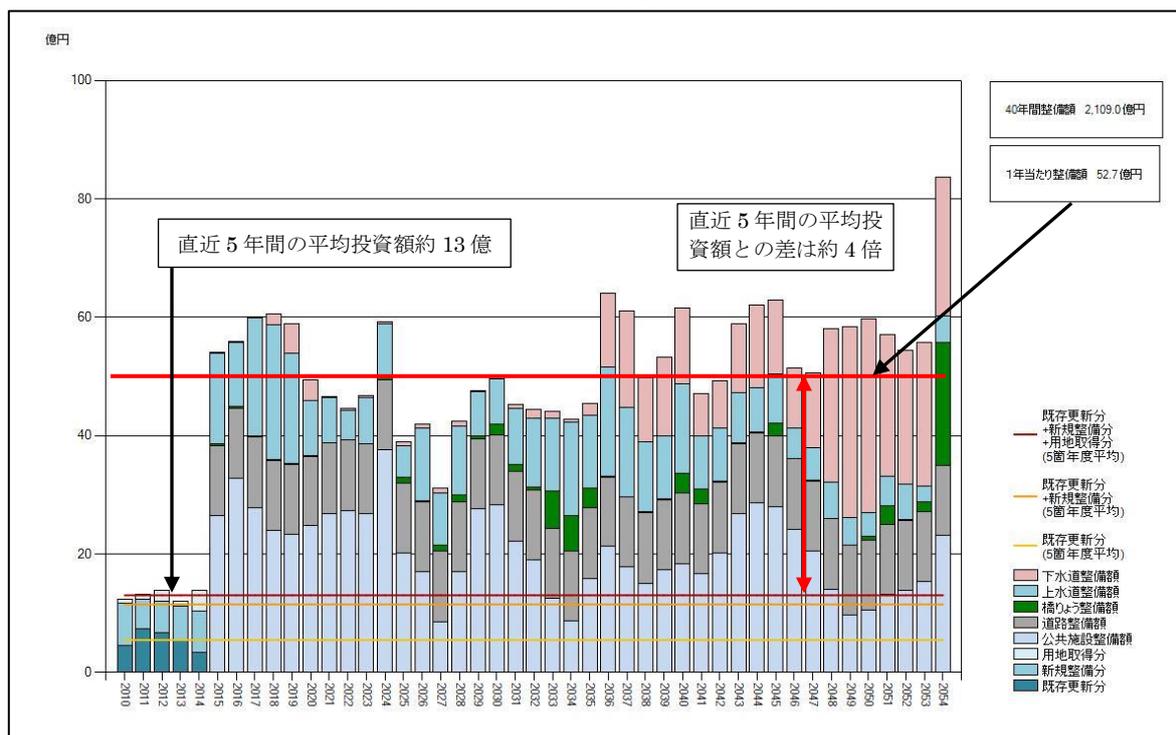
長期財政試算では、これから予定されている教育施設の更新や、老朽化したインフラ施設の更新費用の一部を計上しています。そのため、平成 28 年度以降も起債残高は増加するという試算結果となっています。

歳入面では、市の収入である税収等が減少傾向にある中で扶助費等は増加傾向にあり、さらに上記の事業に必要な経費負担に伴う財源の不足を、基金からの繰入金によって調整しているため、基金残高は徐々に減少するという試算結果となっています。

第2節 公共施設更新費用の試算結果

平成 28 年 3 月に公表しました「小諸市公共施設白書」（以下「施設白書」と言う。）では、平成 26 年度に保有していた全ての施設を、同規模で再整備するために必要な額を試算しています。

図表 1-2 全体更新費用の試算結果



出典：施設白書より

施設白書によれば、「今後 40 年間に必要とされる更新費用総額は約 2,100 億円、一年あたり約 53 億円でした。これは、本市の直近 5 年間における投資的経費の平均額約 13 億円のおよそ 4 倍になります。」という結果でした（図表 1-2 参照）。

小諸市の財政状況では、試算結果どおりに公共施設等に予算配分することは困難な状

況です。そればかりか、公共施設等に配分できる予算は、現状と同額程度か若しくはそれ以下になってしまうことも十分考えられます。

そのため、施設白書の情報に基づき、今後の公共施設等のあり方や維持管理及び運営方法等について、見直しを進める必要があります。

そこで、小諸市では総合管理計画の策定を進めるにあたり、公共施設等を取り巻く状況分析は、施設白書を活用することとし、実際に利用される市民の皆様の意見は「アンケート調査」等⁴により収集しました。

⁴ 市民アンケート調査の他、小諸市総合計画審議会への意見募集、地区懇談会における計画の説明会の開催を行いました。

第2章 小諸市の公共施設に関する市民アンケート調査結果

本章で示す市民アンケート調査結果は、平成 28 年 12 月に公表しました、「平成 28 年度小諸市の公共施設等に関する市民アンケート調査結果報告書⁵⁾」(以下「調査結果報告書」と言う。)によるものです。

第1節 市民アンケート調査の概要

第1項 調査対象と抽出方法

- ・ 16 歳以上の小諸市民 2,000 人
- ・ 平成 28 年 9 月 5 日現在の住民基本台帳から、無作為抽出

第2項 調査方法

- ・ 郵送による調査票の発送
- ・ 同封の返信用封筒での返信による回収

第3項 調査期間

- ・ 平成 28 年 9 月 8 日 (木) ~平成 28 年 10 月 31 日 (月)

第4項 回収結果

- ・ 調査票配布数 : 2,000 部
- ・ 調査票回収数 : 592 部
- ・ 調査票回収率 : 29.6%

第2節 市民アンケート調査の主な結果

市民アンケート調査は、全部で 13 の設問と回答者による自由記述により構成しました。本節では、紙面の都合により調査結果のうち問 8、問 10 から問 13 までの 5 問の結果を示します。

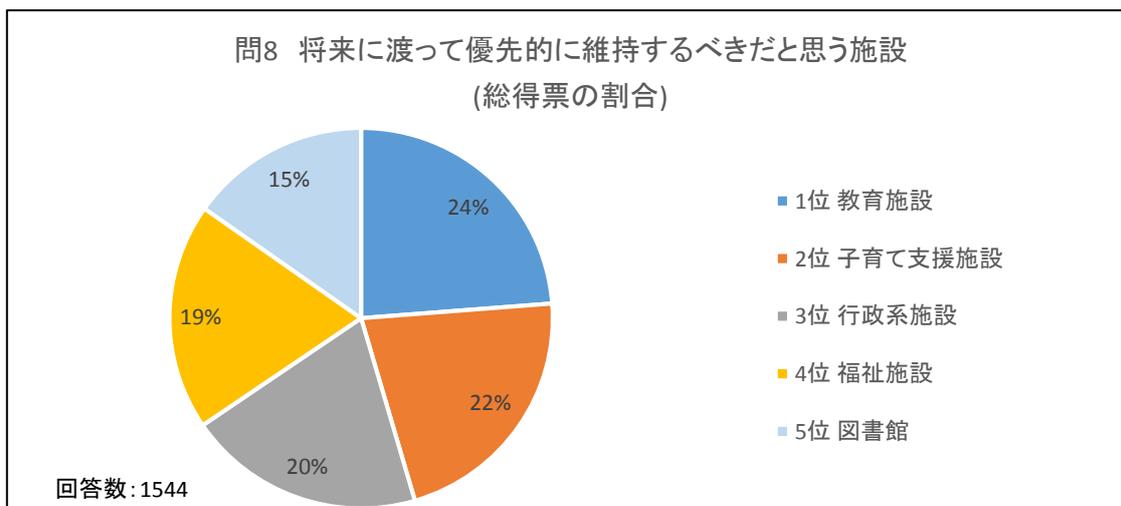
①「教育施設」の維持が最優先

問 8 では、小諸市が保有する公共施設の中で、将来に渡って優先的に維持するべきだと思う施設を 5 つ挙げてもらいました。

その結果、「教育施設」の維持を優先するべきだと思う方の割合が一番多いことが分かりました。

⁵⁾ 小諸市ホームページでは調査結果報告書の全てをご覧いただけます。

図表 2-1 優先的に維持するべきだと思う施設

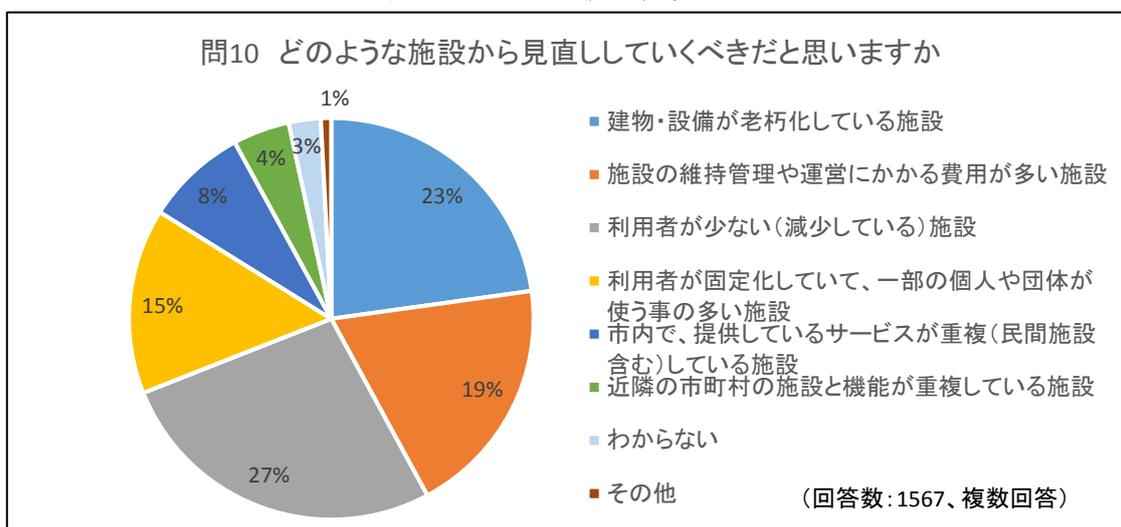


出典：調査結果報告書より

②利用者が少ない施設から見直しを

問 10 では、どのような施設から見直ししていくべきだと思うか、回答者の考えに近いものを選択していただきました。その結果、「利用者が少ない施設」を選択した方が一番多いことがわかりました。

図表 2-2 公共施設の見直し方針

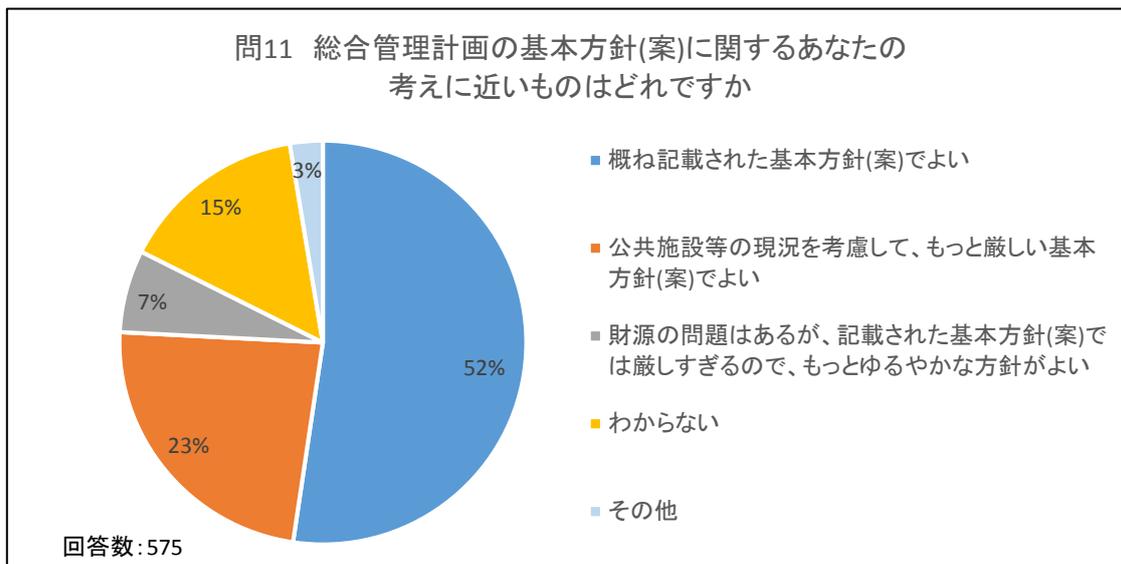


出典：調査結果報告書より

③基本方針は半数以上が賛成に

問 11 では、広報こもろ平成 28 年 11 月号に掲載しました公共施設等総合管理計画の基本方針について、回答者の考えに最も近いものを選択していただきました。その結果、「概ね記載された基本方針でよい」を選択された方が半数以上でした。

図表 2-3 基本方針（案）に関するあなたの考え

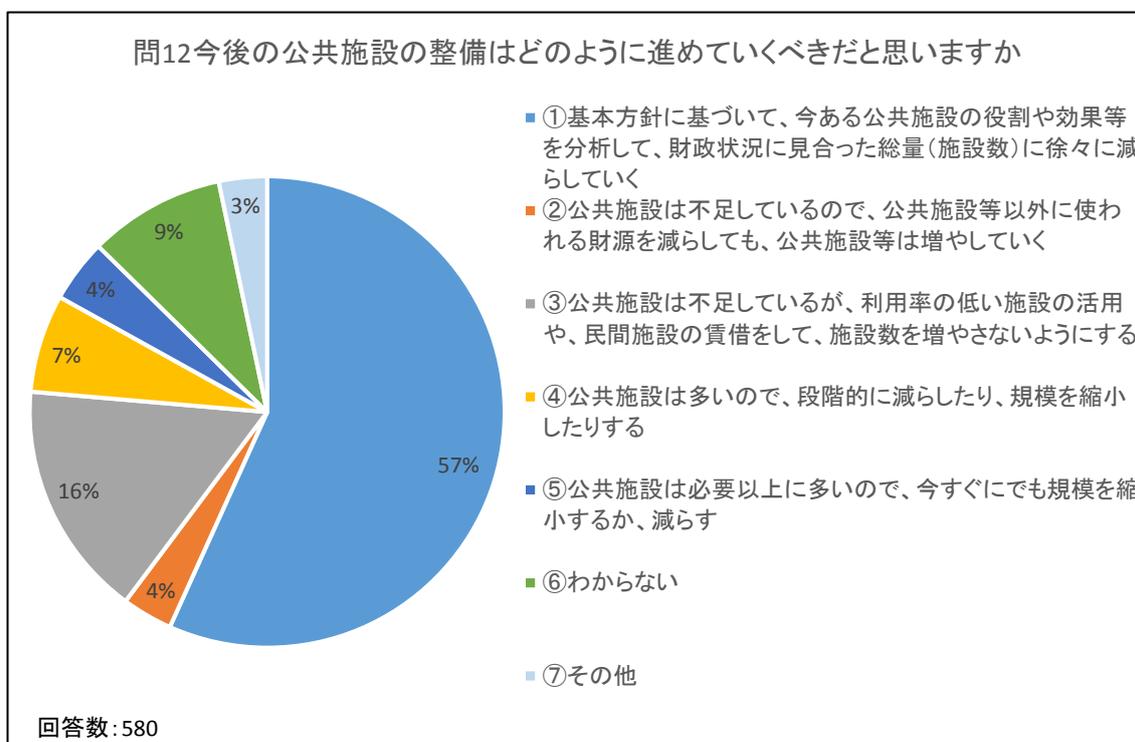


出典：調査結果報告書より

④財政状況に見合った施設数に

問 12 では、今後の公共施設整備の進め方について、回答者の考えに最も近いものを選択していただきました。

図表 2-4 今後の公共施設整備の進め方



出典：調査結果報告書より

その結果、①「基本方針に基づいて、今ある公共施設の役割や効果等を分析して、財政状況に見合った総量（施設数）に徐々に減らしていく」を選択された方が半数以上でした。

⑤利用の少ない施設は他の用途へ

問 13 では、公共施設のあり方を見直す中で、新たな取組みに関してどのように思うか、回答者の考えに最も近いものを選択していただきました。

図表 2-5 今後の公共施設整備の進め方

新たな取組み方針 (下記8項目について、それぞれ右欄から回答を選択)	回 答				
	き積 極 的 に 実 施 す る べ き	施 ど す ち ら か と 言 え ば 実 際	施 ど す ち ら か と 言 え ば 実 際	い 実 施 す る べ き で は な い	ど わ ち か ら な い 言 え な い
1 同様の機能を持つ施設が複数ある場合、統合や廃止によって施設数(総量)を減らす	47%	36%	5%	2%	10%
2 1つの建物に、複数の施設(機能)を集めて、維持管理や修繕、建て替え費用の削減をする	49%	33%	4%	2%	11%
3 利用頻度の低い施設は、他の用途に変更する等、施設の再生を図る	50%	35%	2%	3%	10%
4 利用頻度の低い施設は廃止をして、建物等を売却、賃貸による収入の増加を図る	42%	32%	5%	3%	17%
5 施設の利用状況や管理運営状況に合わせて、適切な利用料金になるよう見直す	36%	37%	8%	3%	16%
6 地域活動に密着した施設は、地域住民等が維持管理や運営を行う	21%	33%	13%	8%	24%
7 今ある施設の再整備費用を確保するため、税金を増やす	2%	5%	27%	52%	15%
8 施設の更新や維持管理・運営に民間のノウハウや資金を活用する	33%	35%	6%	5%	21%

出典：調査結果報告書より

この調査では、新たな取組み方針について概ね賛成はするが、今ある施設の再整備費用を確保するための増税は、実施するべきでは無いと考えている人が非常に多いことから、施設の運営や経費の見直しを進め、現在の財政状況に見合った施設運営となるよう管理していくことが、総合管理計画に求められていると言えます。

第3節 市民アンケート調査結果のまとめ

この市民アンケート調査は、総合管理計画を策定するための基礎資料とするために実施しました。繰り返しになりますが、総合管理計画は「将来に渡り必要な行政サービスを、継続して提供する。」ために、公共施設等の長期的な維持管理や運営方法に関する方針を定めるものです。この総合管理計画を実施する際に、最も影響を受ける人は市民の皆様であることから、総合管理計画を策定するためには、市民の皆様の意見が非常に重要であると考えています。

市民の皆様のご意見をお聞きする方法はいくつかありますが、最近よく実施される手法にワークショップと呼ばれる手法があります。この手法は、小諸市が設定したテーマに基づき、決められた日時に参加できる人、そのテーマに関心のある人が参加し、直接意見を言うことができる貴重な機会となります。

その一方で、その場所（時間）に行かなくてはならないという制約があるため、関心のあるテーマであっても仕事や家庭の都合などで、行くことができない人がいるとも言われています。また、関心のある人に偏った意見が多い反面、関心の無い人がどのような考えを持っているのか分からないという指摘もあります。

そこで、今回はアンケート調査を実施することにいたしました。これまで、本市ではさまざまなアンケート調査を実施してきましたが、公共施設に関する全体的な調査は、今回が初めての試みです。

アンケート調査は、回答者の時間のあるときに自らのペースで回答することができます。また、今回の様に無作為抽出によって回答者を選択することで、関心の有る無しに係らず広い意見を募集することができるといった利点があることから、この手法を選択しました。

小諸市の公共施設等は、施設の老朽化及び厳しい財政状況の影響を受け、あり方の見直しが喫緊の課題です。市民アンケート調査の中には、施設の廃止や統合といった選択肢が含まれている設問があります。この選択肢は、これまで提供していた行政サービスの廃止や縮小を意味します。それでも、そういった厳しい回答を選択していただいた人が非常に多くいました。また、小諸市が掲げた基本方針（案）についても、多くの皆様に「概ね記載された基本方針（案）でよい」を選択いただきました。このことを考慮し、公共施設等が抱える課題を少しでも解決できる計画となるよう、次のように総合管理計画を定めます。

第3章 小諸市公共施設等総合管理計画

第1節 対象施設と計画期間

第1項 対象施設と総量

総合管理計画で対象とする公共施設等は、図表 3-1 に示す市庁舎を始めとした建物及び、インフラ施設と呼ばれる道路や橋梁、上下水道等の全財産を対象としています。ここで言う建物には、市庁舎のような大きなものから、公衆便所のような比較的小さな建物まで含めています。

公共施設等の総量は、平成 29 年 1 月 31 日付けで公共施設が 208 施設（813 棟）あります。また、インフラ施設のうち道路の管理延長は約 946km、橋梁は 218 橋にも上ります。

図表 3-1 行政財産と普通財産

行政財産	公用財産	市庁舎、防災関連施設 等（敷地含む）
	公共用財産	インフラ施設（道路、橋梁、上下水道等）、小中学校、図書館 等（敷地含む）
普通財産		旧社会福祉会館、旧御影出張所、有償及び無償貸付地 等（敷地含む）

出典：施設白書より

第2項 総合管理計画の計画期間

総合管理計画は、将来的な人口の推移に伴う利用状況の変化や、社会情勢及び利用者ニーズの変化に対応するため、長期的な視点が必要なことから平成 29 年から平成 39 年までの 11 年間を計画期間とし、さらに、この期間を 3 つに分けて取組みを進めます。

図表 3-2 総合管理計画の計画期間

小諸市総合計画 第5次基本構想(H28~H39)											
平成 28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
第10次基本計画 (平成28年度策定)			第11次(予定)				第12次(予定)				
小諸市公共施設等総合管理計画(H29~39)											
第1期間 施設ごとの実施計画 策定期間(3年)			第2期間 施設ごとの実施計画 遂行期間(4年)				第3期間 施設ごとの実施計画 遂行期間(4年)				

出典：財政課作成

第 1 期間は、平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 年間とし、それぞれの施設で管

理方法や体制、運営方法の見直しといった個別実施計画を策定します。

第2期間は、平成32年度から平成35年度までの4年間とします。この期間は、第1期間で策定した個別実施計画の遂行期間です。

第3期間は、平成36年度から平成39年度までの4年間とします。第2期間で実施できなかった事項を見直すとともに、平成40年度以降の総合管理計画の策定期間とします。

個別実施計画の遂行期間を小諸市総合計画⁶の計画期間と合わせることで、小諸市のめざすまちづくり方針の変更に伴う、総合管理計画の見直しや、その時点までに総合管理計画に基づいて実施してきた事項を、小諸市総合計画に反映できるようにしています。

⁶ 総合計画は、「その地域をどのようなまちにしていくのか」というめざすまちの将来像を掲げ、「その実現のためにどんな事をしていくのか」という施策を総合的・体系的にまとめた、自治体の全ての計画・事業の基本となるものです。(小諸市ホームページより)

第2節 小諸市公共施設等総合管理計画の基本方針

公共施設等の現状を取りまとめた「小諸市公共施設白書」及び財政状況等に基づき、今後の公共施設等のあり方や、管理・運営方法の見直しを図るため7つの基本方針を下記の様に定めます。

a) 公共施設に関する基本方針

① 公共施設の総量縮減を目指します

- ・現在の財政状況を考慮すると、全ての施設を再整備することは非常に困難なことから、今後も継続して必要な施設のみを再整備します。
- ・施設再整備の際は、他施設との統合や民間施設の賃借等の様々な視点から検討し、経費削減と総量の縮減に努めます。

② 新規施設の整備は原則として行いません

- ・特殊な事情がある場合を除き、原則として新規施設の整備は実施しません。
- ・既存施設の用途変更や、民間施設の賃借、隣接する自治体との連携等により、必要な機能の確保を目指します。

③ 公共施設の有効活用を図ります

- ・公共施設の貸出範囲や方法を見直します。
- ・遊休資産の貸付や売却等を進めます。
- ・公共施設を活用して、自主財源の確保に努めます。

b) インフラ施設（道路、橋梁、上下水道等）に関する基本方針

④ 適切な維持管理を実施して長寿命化を目指します

- ・施設老朽化の状況に合わせ、事故が発生する前に適切な対応を図る、予防保全型管理に転換することで、経費の節減と作業の効率化を図ります。

⑤ 新たな需要に伴うインフラ施設の整備は効率的な対応を図ります

- ・関連事業者との連携を強化するため情報の共有化や透明化を進め、効率的な事業展開を目指します。

⑥ 新規整備や更新は将来の維持管理等に配慮した設計を目指します

- ・維持管理を考慮した設計をすることで将来の更新費用の縮減を目指します。

c) 公民連携の推進

⑦ 施設の整備や維持管理に関して市民及び民間事業者等の力を積極的に活用します

- ・施設の利用実態に合わせ、市民の皆様や民間事業者による管理を進め、利用しやすい運営方法の構築を目指します。

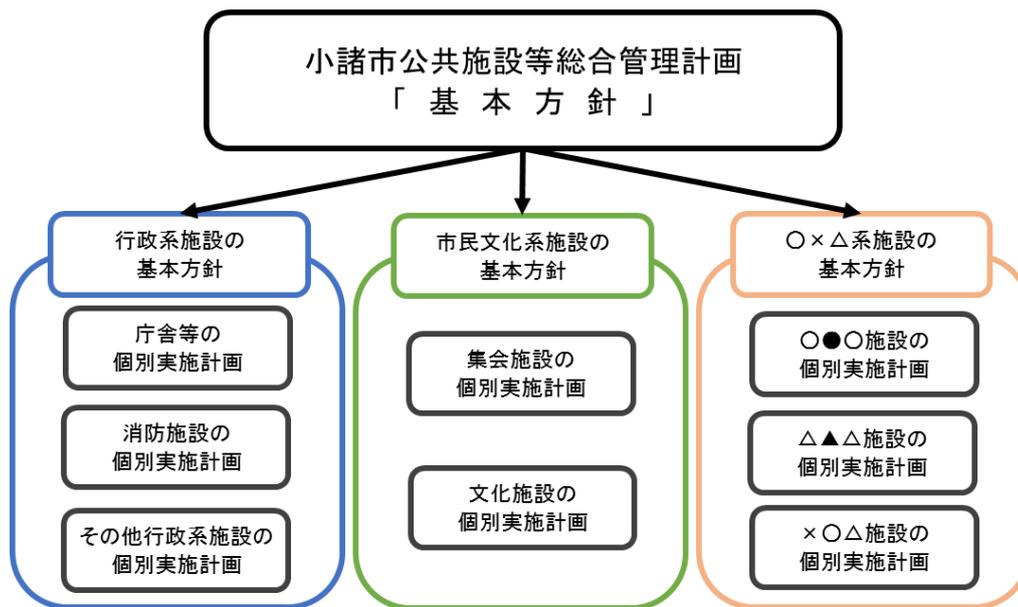
第3節 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

総合管理計画の基本方針に基づき、「施設類型ごとの管理に関する基本方針⁷」を次の項目を中心に設定します。また、それぞれの関係は図表 3-3 に示すとおりです。

- ① 施設の点検及び耐震化の実施方針
- ② 施設の維持管理・修繕・更新の実施方針
- ③ 施設の統廃合や利活用の実施方針

ここで定める「施設類型ごとの管理に関する基本方針」は、施設類型ごと⁸に、その全体を捉えた場合の基本方針です。そのため、施設類型の中分類や個別施設によっては、ここで設定した基本方針が馴染まないことがあります。そこで、平成 29 年度から始まる第 1 期間中に、個別施設に関する実施計画⁹を策定します。

図表 3-3 「総合管理計画基本方針」と「施設類型ごとの基本方針」の関係図



出典：財政課作成

⁷ 平成 29 年 1 月 31 日現在の施設情報に基づき、施設を分類しています。

⁸ 施設の分類は、総務省が提供している公共施設更新費用試算ソフトにおける分類を準用しています。

⁹ 個別施設の実実施計画とは、維持管理の実実施計画、電気・機械設備の修繕・更新計画、外壁や建物自体の修繕・更新計画が含まれるほか、今後の施設のあり方や運営に関する方針などで構成します。

第1項 行政系施設

図表 3-4 行政系施設の保有状況と管理に関する方針

大分類	行政系施設				
中分類	庁舎等				
対象施設	所管課	総務課	小諸市役所（地下駐車場の管理は除く）		
施設数	1施設	棟数	1棟	延床面積	16,078 m ²
中分類	消防施設				
対象施設	所管課	消防課	小諸消防署（佐久広域連合）、相生町消防詰所		
施設数	2施設	棟数	5棟	延床面積	1,528 m ²
中分類	その他行政系施設				
対象施設	所管課	総務課	加増防災倉庫、後平防災倉庫、御影防災倉庫		
		建設課	水防倉庫		
施設数	4施設	棟数	4棟	延床面積	362.1 m ²
<p>《施設の点検及び耐震化の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政事務及び災害発生時における拠点施設であることから、定期的に点検巡視を行い、利用者の安全確保及び機能の保持に努めます。 ・施設の長寿命化計画に活用できるように、点検結果の蓄積を図ります。 ・拠点施設のため、通常よりも高い耐震性能が求められることから、耐震化未実施の施設は、平成 29 年度に計画の策定をします。 <p>《施設の維持管理・修繕・更新の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検結果に基づき、施設の長寿命化計画を策定します。 ・施設の特徴として、機能の維持が重要な施設であることから、機能の維持に係る設備を優先的に更新します。 <p>《施設の統廃合や利活用の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合に関しては、維持管理や作業の効率化、市内の配置状況を考慮して最適配置となるよう検討します。 ・施設内のスペースや壁面等の利活用等を進めます。 					

第2項 市民文化系施設

図表 3-5 市民文化系施設の保有状況と管理に関する方針

大分類	市民文化系施設				
中分類	集会施設				
対象施設	所管課	消防課	四ツ谷コミュニティ消防センター		
		財政課	御幸町区民会館、緑ヶ丘集会所、天池区集会所		
		企画課	ぼらせんこもろ		
		建設課	囃集会所、富士見平集会所、城下団地集会所、東雲コミュニティセンター、松井コミュニティセンター		
		農林課	久保公民館、和田農村研修センター、西浦農事集会所、飼場生活改善センター、東新田生活改善センター、西原生活改善センター、井子多目的集会施設、押出公民館、柏木上生活改善センター、柏木下生活改善センター、西八満生活改善センター、藤塚農村研修センター、乗瀬生活改善センター、森山多目的共同利用施設、中村農事集会所、原村生活改善センター、石峠生活改善センター、ひばりヶ丘生活改善センター、西新田公民館、宮沢集出荷センター、大杭研修センター、鶺久保区公民館、耳取区多目的集会場		
		高齢福祉課	一ツ谷老人憩の家、荒堀老人憩の家、南町公民館		
		生活環境課	南ヶ原集会所		
		生涯学習課	糠地公民館		
		施設数	39施設	棟数	39棟
中分類	文化施設				
対象施設	所管課	生涯学習課	文化センター		
施設数	1施設	棟数	4棟	延床面積	4,384 m ²

※市民文化系施設の多くは、区の集会施設です。集会施設の多くは、国の様々な補助事業等を活用して整備を進めたことから、複数の課で施設を所管しています。区による利用が主目的であるため、維持管理から施設運営まで、ほぼ全ての業務を区で実施しています。

市では、区に対して「地縁団体」として法人格を取得していただくことをお願いしています。区が「地縁団体」となることで、集会施設を所有できるようになり、区の活動状況に合わせ、今よりも利用しやすい環境の構築が可能となります。

現在の利用実態を考慮し、市では、今後も区に対して「地縁団体」となることを推進し、施設の移管（譲渡）を進めていく方針です。

《施設の点検及び耐震化の実施方針》

- ・地域活動や市民文化活動のため、今後も継続して利用が見込まれる施設であることから、定期的な点検を実施し、利用者の安全確保に努めます。
- ・集会施設は、地域性が非常に強いことから、区による管理体制を今後も継続し、区の施設として定期的な点検の実施を促します。

《施設の維持管理・修繕・更新の実施方針》

- ・施設の軽微な修繕は、随時実施していますが、今後は、点検結果に基づく施設長寿命化計画を策定し、計画的な修繕が図れるように対応を進めます。
- ・設備の老朽化によって、設置目的に沿った利用が困難となることから、定期的に設備の更新をします。また、その時代の利用状況に見合った設備となるよう、設備の見直しをします。
- ・集会施設では、老朽化の状況に合わせた修繕を区により実施しています。今後もこの体制を継続します。

《施設の統廃合や利活用の実施方針》

- ・他の地方公共団体の先進事例を参考に、複合化が可能か検討します。
- ・施設内の空きスペースや敷地を利用した、新たな活用方法がないか検討します。

第3項 社会教育系施設

図表 3-6 社会教育系施設の保有状況と管理に関する方針

大分類	社会教育系施設				
中分類	博物館等				
対象施設	所管課	都市計画課	北国街道ほんまち町屋館、北国街道荒町館、北国街道与良館		
		生涯学習課	大手門、藤村記念館、武器庫、郷土博物館、小山敬三美術館、くらしかる浪漫館、小諸高原美術館・白鳥映雪館、水明楼、小諸義塾記念館、旧小諸本陣、高濱虚子記念館、御影用水史料館		
施設数	16施設	棟数	36棟	延床面積	6,821㎡
中分類	図書館				
対象施設	所管課	図書館	こもろプラザ（市立小諸図書館、市民交流センター）		
施設数	1施設	棟数	1棟	延床面積	3,866㎡
中分類	その他				
対象施設	所管課	人権政策課	人権センター、与良集会所、四ツ谷集会所、上坂集会所、加増集会所、荒堀集会所、平原集会所、一ツ谷集会所		
施設数	8施設	棟数	8棟	延床面積	2,367㎡
<p>《施設の点検及び耐震化の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者及び管理担当者等が、目視による巡視を定期的に行っています。 ・今後も継続して点検を実施し、利用者の安全確保に努めます。 ・施設の長寿命化計画に活用できるように、点検結果の蓄積を図ります。 <p>《施設の維持管理・修繕・更新の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽微な修繕は随時実施していますが、老朽化に伴う大規模改修等の実施時期は未定なことから、点検結果に基づく施設の長寿命化計画を策定し、計画的な修繕を実施します。 ・施設内外の展示品（建物、美術品、図書など）に価値のある施設について、施設の修繕と合わせて設備の計画的な更新を実施し、良好な展示環境の維持に努めます。 					

《施設の統廃合や利活用の実施方針》

- ・施設の特徴を考慮しながら、空き施設を含め、施設で利用可能なスペースを利用した新たな活用方法を検討します。また、活用が困難な施設については、廃止又は統合を検討します。
- ・その他施設については、利用状況等を考慮し、今後のあり方について検討していきます。

第4項 スポーツ・レクリエーション系施設

図表 3-7 スポーツ・レクリエーション系施設の保有状況と管理に関する方針

大分類	スポーツ・レクリエーション系施設				
中分類	保養施設				
対象施設	所管課	農林課	あぐりの湯こもろ		
施設数	1施設	棟数	1棟	延床面積	3,297 m ²
中分類	レクリエーション・観光施設				
対象施設	所管課	企画課	信州青少年の家		
		商工観光課	小諸市移住体験施設、停車場ガーデン、小諸公園懐古園事務所、火山館、浅間山荘前公衆便所、送湯施設（布引）、布引観音公衆便所、本陣主屋、創造の森公衆便所、車坂峠公衆便所、小諸宿脇本陣		
施設数	12施設	棟数	35棟	延床面積	5,039 m ²
中分類	スポーツ施設				
対象施設	所管課	生涯学習課	南城公園野球場、同プール、同マレットゴルフコース、総合運動場、乙女湖公園運動場、同体育館、和田体育館、平成の森マレットゴルフコース、御影マレットゴルフコース、小諸市営野球場、総合体育館、武道館、屋内ゲートボール場すぱーく小諸、アーチェリー場、小諸懐古射院		
施設数	15施設	棟数	37棟	延床面積	13,500 m ²
<p>《施設の点検及び耐震化の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この施設類型は、余暇に利用されることも多く、その特性上、市内外や年代等を問わず、様々な人が利用するため、施設の点検等が重要な施設類型であると考えています。 ・施設の状況については、随時、目視等により確認しています。今後も、継続して点検を実施し、利用者の安全確保に努めます。 ・施設の長寿命化計画に活用できるように、点検結果の蓄積を図ります。 <p>《施設の維持管理・修繕・更新の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模修繕は、不具合が発生した際に随時、実施しています。 ・点検結果に基づく施設長寿命化計画を策定し、計画的な修繕を実施します。 					

・設備の老朽化によって、設置目的に沿った利用が困難となることから、定期的に設備の更新をします。また、その時代の利用状況に見合った設備となるよう、設備の見直をします。

《施設の統廃合や利活用の実施方針》

・この施設類型には、小諸の魅力を発信する部分と、市民の活動や健康に関係する部分があります。そのため、施設の魅力や機能の向上が見込めるような、配置や施設の複合化が可能か検討します。

・施設の利用状況に合わせ、施設の空きスペースや敷地を活用できないか検討し、自主財源の確保を図ります。

・人口の推移によって、利用状況に影響を受ける施設類型のため、現在の用途に限らず、新たな活用方法を検討します。

第5項 保健・福祉施設

図表 3-8 保健・福祉施設の保有状況と管理に関する方針

大分類	保健・福祉施設				
中分類	高齢者福祉施設				
対象施設	所管課	厚生課	小諸市野岸の丘総合福祉センター		
		高齢福祉課	デイサービスセンターあさま、小諸市寝たきり予防センター		
施設数	3施設	棟数	3棟	延床面積	2,179㎡
中分類	障害者福祉施設				
対象施設	所管課	健康づくり課	ワークポート野岸の丘、はこべの家		
		厚生課	ひまわり園、多機能型福祉施設小諸みかげ、福祉企業センター		
施設数	5施設	棟数	5棟	延床面積	1,795㎡
<p>《施設の点検及び耐震化の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の拠点であり、今後も継続して利用が見込まれる施設であることから、定期的な点検を実施し、利用者の安全確保に努めます。 ・施設の長寿命化計画に活用できるように、点検結果の蓄積を図ります。 <p>《施設の維持管理・修繕・更新の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでは不具合が発生した場合、その状況に応じて修繕を実施してきました。今後は、点検結果に基づく施設の長寿命化計画を策定し、計画的な修繕を実施します。 <p>《施設の統廃合や利活用の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設内の利用率の低いスペースは、新たな活用方法を検討するなど、施設の有効利用を図ります。 ・施設の今後のあり方については、利用者のニーズを把握するとともに、民間事業者によるサービス提供の状況に合わせて、事業の継続や廃止等の検討をします。 					

第6項 子育て支援施設

図表 3-9 子育て支援施設の保有状況と管理に関する方針

大分類	子育て支援施設				
中分類	幼児・児童施設				
対象施設	所管課	子ども育成課	教育支援センター、子どもセンター、美南ガ丘児童館、野岸児童クラブ、千曲児童クラブ、東っ子クラブ、東児童館、水明児童館		
施設数	8施設	棟数	8棟	延床面積	2,820㎡
中分類	幼稚園・保育園・認定こども園				
対象施設	所管課	子ども育成課	中央保育園、美里保育園、南保育園、千曲保育園、西保育園、芦原保育園、東保育園		
施設数	7施設	棟数	7棟	延床面積	5,309㎡
<p>《施設の点検及び耐震化の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の点検は、随時、目視等により各施設又は子ども育成課で実施しています。また、特殊建築物は、2年毎の「特殊建築物等定期調査」により、施設状況の把握をしています。 ・今後も定期的な点検を実施し、利用者の安全確保に努めます。 ・施設の長寿命化計画に活用できるように、点検結果の蓄積を図ります。 <p>《施設の維持管理・修繕・更新の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の特性上わずかな破損や不具合が、利用者の事故等につながる可能性が高いため、点検結果を活用して適切な時期に修繕や更新ができるように、施設の長寿命化計画を策定します。 ・施設の設備も重要な役割を担うため、利用状況やその時代の需要に見合った設備となるよう、定期的に設備の見直し及び更新を実施します。 <p>《施設の統廃合や利活用の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央保育園及び芦原保育園は、老朽化の進行等を踏まえ、統合する方向で検討します。 ・人口の推移により、現在の園児数がさらに減少する園では、理想的な保育環境の確保が困難となる恐れがあるため、保育園のあり方を見直します。 ・同一機能を持つ施設は、利用状況を見ながら統合を含めたあり方の検討をします。 					

第7項 学校教育系施設

図表 3-10 学校教育系施設の保有状況と管理に関する方針

大分類	学校教育系施設				
中分類	学校				
対象施設	所管課	学校教育課	東小学校(14棟)、坂の上小学校(16棟)、野岸小学校(10棟)、水明小学校(14棟)、千曲小学校(7棟)、美南ガ丘小学校(19棟)、東中学校(22棟)、芦原中学校(10棟)、教員住宅(9棟)		
施設数	14施設	棟数	121棟	延床面積	63,774㎡
<p>《施設の点検及び耐震化の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の点検は、随時、目視等により各施設又は担当課で実施しています。また、特殊建築物は、3年毎の「特殊建築物等定期調査」により施設状況を把握しています。 ・今後も定期的な点検を実施し、利用者の安全確保に努めます。 ・施設の長寿命化計画に活用できるように、点検結果の蓄積を図ります。 <p>《施設の維持管理・修繕・更新の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育施設は、平成32年度を目途に個別の長寿命化計画（個別施設計画）を策定します。 ・定期調査記録や目視状況に基づき、施設の維持管理を進めます。 ・大規模な自然災害等が発生した場合、避難所として利用されることもあることから、適切な施設の維持管理を進め、施設機能の維持に努めます。 <p>《施設の統廃合や利活用の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育施設は、施設の老朽化や児童・生徒数の減少などを踏まえ、平成31年度を目途に「長期学校改築計画」を策定します。 					

第8項 公営住宅

図表 3-11 公営住宅の保有状況と管理に関する方針

大分類	公営住宅				
中分類	市営住宅				
対象施設	所管課	建設課	囃団地、中松井団地、緑ヶ丘団地、富士見団地、中条団地、城下団地、大久保団地		
施設数	7施設	棟数	179棟	延床面積	30,610㎡
中分類	厚生住宅				
対象施設	所管課	建設課	厚生住宅		
施設数	1施設	棟数	95棟	延床面積	4,760㎡
中分類	改良住宅				
対象施設	所管課	建設課	平原改良住宅		
施設数	1施設	棟数	18棟	延床面積	2,016㎡
<p>《施設の点検及び耐震化の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県住宅供給公社に管理委託しており、月数回、通知等の配布を兼ねて目視点検を行っています。 ・今後も定期的な点検を実施し、居住者の安全確保に努めます。 ・施設の長寿命化計画に活用できるように、点検結果の蓄積を図ります。 ・耐震性を満たさない市営住宅の取壊しや耐震化を進め、平成32年における市営住宅全体の耐震化率100%を目標として対策を進めます。 <p>《施設の維持管理・修繕・更新の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修繕は、平成27年度に策定した「小諸市公営住宅等長寿命化変更計画」に基づき、今後も実施します。 ・緊急対応が必要な修繕は管理委託している長野県住宅供給公社が随時実施しており、今後もこの体制により施設を維持します。 <p>《施設の統廃合や利活用の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度に策定した「小諸市公営住宅等長寿命化変更計画」の「公営住宅等ストック活用計画」に基づき、用途廃止、維持管理、更新（民間活力の導入も含む）等を検討します。 					

第9項 産業系施設

図表 3-12 産業系施設の保有状況と管理に関する方針

大分類	産業系施設				
中分類	産業系施設				
対象施設	所管課	農林課	畑かん施設（2施設）、園芸施設（7施設）、畜産施設（3施設）、茸栽培施設（2施設）、農機具保管施設（9施設）、創造の森林内作業所、小諸市農産物加工施設、西小諸活性化施設みはらし交流館、野生鳥獣商品化施設		
		人権政策課	荒堀大型共同作業所		
施設数	29施設	棟数	58棟	延床面積	17,897㎡
<p>《施設の点検及び耐震化の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業系施設の多くは、利用者（団体）による施設管理となっているため、利用者による施設の点検体制の構築を目指します。 ・農産物加工施設及びみはらし交流館は、比較的新しい施設であり、今後も定期的な点検を実施し、利用者の安全確保に努めます。 ・施設の長寿命化計画に活用できるように、点検結果の蓄積を図ります。 <p>《施設の維持管理・修繕・更新の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用施設のほとんどが、実質的には個人利用となっていることから、利用者による維持管理を継続します。また、老朽化による大規模な改修等は予定せず、利用者への払い下げを原則に協議を進めます。 ・農業用施設以外の施設は、日常管理に伴う軽微な修繕等は随時実施していますが、老朽化に伴う大規模な改修等については計画が無いため、施設の長寿命化計画を策定します。 <p>《施設の統廃合や利活用の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用施設は、「活用されている施設は払い下げ」「遊休施設は他の農業者による利活用」等、利用者と今後の方針等について協議を進めます。 ・同一機能を持つ施設は、利用状況を見ながら統合及び廃止を含めたあり方の検討を進めます。 ・指定管理等によるサービスの向上を図りながら、施設の空きスペースや敷地を活用できないか検討します。 					

第10項 公園

図表 3-13 公園の保有状況と管理に関する方針

大分類	公園				
中分類	公園				
対象施設	所管課	都市計画課	平和公園便所、南城公園便所、同冒険の森便所、飯綱山公園便所、大手門公園便所、同駅前トイレ		
		農林課	大橋記念公園便所、同公園東屋		
		子ども育成課	八幡町児童公園便所		
施設数	6施設	棟数	9棟	延床面積	241.5㎡
<p>《施設の点検及び耐震化の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者が常駐していないため、不具合が発生した場合、発見が遅れる懸念があることから、目視による施設点検をマニュアル化するとともに、定期的な点検計画を策定します。 ・施設の長寿命化計画に活用できるように、点検結果の蓄積を図ります。 <p>《施設の維持管理・修繕・更新の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な施設清掃や維持管理は、業務委託（地元区等）や職員巡視等にて実施しています。計画的な修繕を実施し、長寿命化及び維持管理費用の節減を図るため施設の長寿命化計画を策定します。 ・施設の更新については、既に更新時期を迎えている施設もありますが、利用者数等の調査を実施して、実施方針を決定します。 <p>《施設の統廃合や利活用の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆便所は公園の便益施設として利用率が高く、公園利用者にとって必要な施設であることから、統廃合に関しては精査が必要ですが、利用者数の推移や隣接施設との集約（供用）を検討します。 ・老朽化の進んでいる施設や利用者の少ない施設、またイベント時のみ開館する施設に関しては、廃止または統合することも検討します。 					

第11項 供給処理施設

図表 3-14 供給処理施設の保有状況と管理に関する方針

大分類	供給処理施設				
中分類	供給処理施設				
対象施設	所管課	生活環境課	高速堆肥製造工場、野火附廃棄物埋立処理場、小諸市ごみ処理施設		
施設数	3施設	棟数	18棟	延床面積	7,107㎡
<p>《施設の点検及び耐震化の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して利用が見込まれる施設であることから、今後も定期的な点検を実施し、利用者の安全確保に努めます。 ・施設の長寿命化計画に活用できるように、点検結果の蓄積を図ります。 ・無人化施設は、定期点検計画を平成 29 年度に策定します。 <p>《施設の維持管理・修繕・更新の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽微な修繕は随時実施していますが、今後は、点検結果に基づき、施設の長寿命化計画を策定し、中長期的な視点から修繕個所のリスト化を進め、計画的な更新を実施します。 <p>《施設の統廃合や利活用の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の運営状況に合わせて利用料金等の見直しを検討します。 ・施設の研修室等、空きスペースや敷地の活用や賃貸を図り、自主財源の確保を図ります。 					

第12項 その他

図表 3-15 その他施設の保有状況と管理に関する方針

大分類	その他施設				
中分類	その他施設				
対象施設	所管課	財政課	やすらぎ会館、旧社会福祉会館、旧観光開発センター、小諸高校同窓会館、小諸商業高校同窓会館、旧御影出張所、旧臨時図書館		
		都市計画課	三岡駅公衆便所、美里駅舎、同駅公衆便所、市営赤坂駐車場		
		商工観光課	こもろ寅さん会館、旧御影集会所		
		生活環境課	高峯聖地公園（休憩所、便所、道具庫、東屋）		
		厚生課	旧福祉サービスステーション、糠塚公衆便所、平和公園		
施設数	15 施設	棟数	19 棟	延床面積	4387.4 m ²
<p>《施設の点検及び耐震化の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目視による点検は随時実施しています。今後は、目視による施設点検をマニュアル化するとともに、定期的な点検計画を策定し、利用者の安全確保に努めます。 ・施設の長寿命化計画に活用できるように、点検結果の蓄積を図ります。 ・貸し付け施設の維持管理は、借受人が負担する契約となっていることから、貸付先による定期的な点検が実施されるよう対応を進めます。 <p>《施設の維持管理・修繕・更新の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利活用の方向性が定まらず休止中の施設は、活用方法が決まりしだい、維持管理の実施方針を定めます。それまでは、施設保全に関する最小限の修繕を実施します。 ・利用中の施設の修繕は、不具合が発生した場合等、必要に応じて実施しています。今後は、点検結果等を考慮して優先度を判断し、計画的な維持管理及び修繕が実施できるよう、施設の長寿命化計画を策定します。 <p>《施設の統廃合や利活用の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用目的により、民間で代替サービスが提供されているものについては、事業の継続について検討します。 ・空き施設は積極的に売却を行い、自主財源の確保を図ります。 ・利用者の安全確保が困難な場合は、貸付けの中止を検討します。 					

第13項 インフラ施設

図表 3-16 道路・橋梁等の保有状況と管理に関する方針

大分類	道路・橋梁等				
中分類	道路・橋梁				
対象施設	所管課	建設課	市道、水路、橋梁、隧道 他工作物		
路線数	3,379 路線	路線延長	947 km	橋梁数	218 橋
<p>《施設の点検及び耐震化の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・橋梁の点検は、道路法施行規則及び告示に基づき、近接目視による点検を 5 年に 1 度の頻度で実施します。また、トンネル、歩道橋についても 5 年に 1 度、法定点検を実施します。 ・点検で把握した道路施設の状況を記録簿に整備し、次回の点検・診断等に活用をします。 ・橋梁の耐震化については、橋梁長寿命化修繕計画にあわせて実施します。 <p>《施設の維持管理・修繕・更新の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の幹線道路は、路面性状調査を実施して老朽化の診断を実施しています。その診断結果等に基づく舗裝修繕計画に従い、計画的な修繕・更新を実施します。 <p>《施設長寿命化の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期間にわたり、安全、円滑に通行できるよう、舗装長寿命化修繕計画を平成 33 年度までに策定します。 					

図表 3-17 上水道施設の保有状況と管理に関する方針

大分類	上水道施設				
中分類	上水道施設				
対象施設	所管課	上水道課	新大久保配水池、御牧ヶ原浄水場（他 51 施設）		
施設数	53 施設	棟数	91 棟	延床面積	6,039 m ²
<p>《施設の点検及び耐震化の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在は、目視による施設巡視は行っています。今後も継続して施設巡視を行います。 ・平成 29 年度に耐震診断も含めた定期的な点検計画を策定し、計画的に点検を進めます。 ・施設の長寿命化に活用できるように、点検結果の蓄積を図ります。 <p>《施設の維持管理・修繕・更新の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽微な修繕は随時実施していますが、老朽化に伴う大規模改修等の実施については未定のため、平成 29 年度に施設更新の優先順位付けを行い、計画的に対応します。 <p>《施設の統廃合や利活用の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「上水道事業基本計画」に基づき、平成 29 年度に施設の廃止又は統合などを検討します。 					

図表 3-18 下水道施設の保有状況と管理に関する方針

大分類	下水道施設				
中分類	下水道施設				
対象施設	所管課	下水道課	小諸浄化管理センター、和田浄化センター、森山処理場、耳取・市処理場、平原処理場、宮沢・大杭処理場、八満処理場		
施設数	7施設	棟数	12棟	延床面積	8,230㎡
<p>《施設の点検及び耐震化の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理施設やポンプ場は、日常点検により、各施設の状況把握に努めるとともに、点検結果を記録します。また耐震基準を満たしていない施設で人命に危険がある建物は耐震工事を実施します。 ・汚水管路は、巡視や点検業務を計画的に実施し、管路施設の現状把握に努めます。 <p>《施設の維持管理・修繕・更新の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常点検など維持管理を記録したデータを基に、修繕や更新工事を実施します。 ・ストックマネジメント計画（下水道施設の管理最適化計画）を策定し、持続可能な下水道施設の実現を目的に、施設の点検・調査、修繕・改築を実施することで、施設管理の最適化を図ります。 <p>《施設の統廃合や利活用の実施方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小諸市将来人口推計を基とする将来流入量予測などから、農業集落排水処理施設の公共下水道区域への統合や機能強化を計画し実施します。 ・統廃合後の処理施設等の利活用は、各排水処理組合などと協議し、有効利用を図ります。 					

第4節 当面の取組み

これまでに、「総合管理計画の基本方針」及び「施設類型ごとの基本方針」をお示ししました。この二つの方針に基づき、平成 29 年度以降の当面の取組みとして下記の事項から着手します。

- ① 施設ごとの個別実施計画の策定
- ② 施設の売却や譲渡に向けた条例等の整備
- ③ 公共施設マネジメントシステムの導入
- ④ 施設の維持管理・運営情報の一元管理と情報共有体制の構築
- ⑤ 施設の空きスペース等を利用した、新たな収入源の確保対策の推進
- ⑥ 全ての公共施設の管理運営状況の公表
- ⑦ 施設点検や維持管理に関する統一的なマニュアルの検討
- ⑧ 施設類型ごとの優先順位の検討

第5節 小諸市公共施設等総合管理計画の推進体制と方法

第1項 全庁的な取組み体制

公共施設等は、その目的に応じて所管（管理）している組織が異なります。そのため全ての公共施設等を対象とした総合管理計画を策定するため、市役所内に内部横断的な組織として「小諸市公共施設等総合管理計画検討委員会」を設置し、取組みを進めていきます。

第2項 施設情報の一元管理と情報共有体制の構築

これまで小諸市では、公共施設の維持管理や運営について、その公共施設を所管している組織ごとに、それぞれの方法で維持管理していました。そのため、同様の施設であっても、比較や評価をすることが困難な状況でした。また、効率的な管理運営が実施されている施設とそうではない施設の間に、情報共有の仕組みが無かったことから、全ての施設において、必ずしも効率的な管理運営が実施されているとは言えない状況でした。

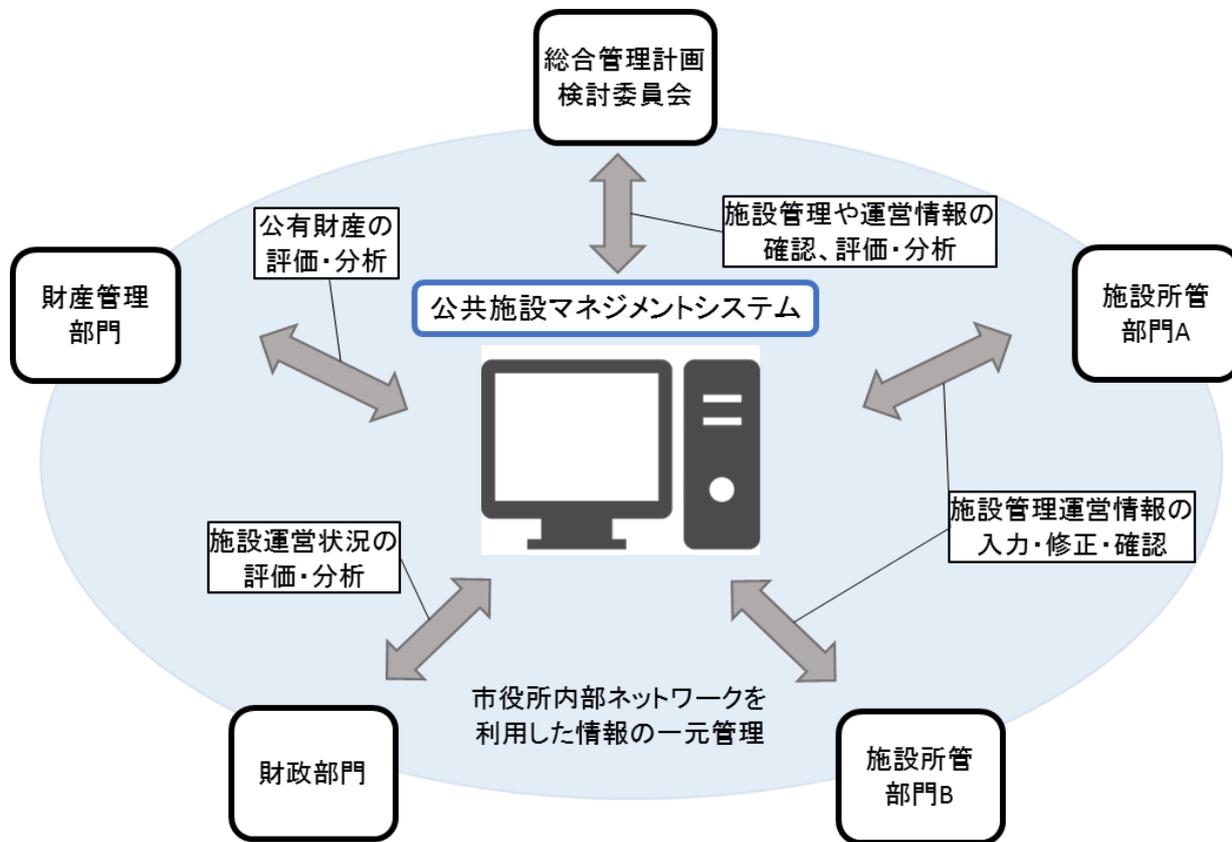
そこで、検討委員会ではこのような状況を改善するため、図表 3-4 に示す「公共施設マネジメントシステム（以下、「マネジメントシステム」と言う。）」の導入をすることとしました。

このマネジメントシステムは、市の内部ネットワークに、施設所管部門が施設ごとの管理運営情報を入力することで、施設の管理担当者や財産管理部門等では、いつでも、必要な情報を確認することができるようになります。

また、継続して決められた施設情報を入力することで、施設ごとの管理運営状況が蓄積され、経年変化の状況を分析することが可能になります。さらに、その状況を施設分類ごとに集約することで、類似施設間の比較が容易になり、施設管理の透明化及び必要

な行政サービス水準の見直し等に活用できるようになります。

図表 3-19 公共施設マネジメントシステムの概念図



出典：財政課作成

小諸市公共施設等総合管理計画

小諸市 財政課

発行：平成 29 年 月

〒384-8501 長野県小諸市相生町三丁目三番三号

Tel 0267-22-1700（代表） Fax 0267-23-8766

E-mail zaiseika@city.komoro.nagano.jp

URL <http://www.city.komoro.lg.jp/>
